

公募公告

次の通り公募に付します。

令和8年3月16日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 長谷川 眞理子

1. 公募に付する事項

- (1) 件名 令和8～10年度人間ドック健診
- (2) 履行期間 契約締結日から令和11年3月31日(土)まで
- (3) 概要 本件は、独立行政法人日本芸術文化振興会の役職員等が人間ドック健診を受診するための医療機関を公募するものである。

2. 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 参加申請書の提出日から契約相手方決定の日までに、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という)、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備しており、情報セキュリティマネジメントシステム【JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)】認証又はプライバシーマークを取得済、若しくは個人情報の保護に関する内部規定を設けていること。
- (5) 本件に関する以下の条件を全て満たす者であること。
 - ① 業務実施機関の所在地は、公共交通機関を利用して振興会(東京都千代田区隼町4-1)及び国立能楽堂(東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1)までの所要時間がいずれも40分以内であること。
 - ② 振興会と同規模以上の団体又は企業等(1年あたりの受診者数が125人以上)に対し、令和5年3月以降に人間ドック業務を履行した実績を有すること。
 - ③ 平常時に有する健診実施能力として、人間ドックを1日あたり10名以上実施可能であること。
 - ④ 仕様書別表記載の検査項目を実施できること。
 - ⑤ 健診後に医師による適切な健康指導を行うことができる体制を有していること。
 - ⑥ 健診の結果、二次検査又は治療が必要と診断された受診者に対し、速やかにこれらの受診案内及び受診勧奨を行うことができる体制を有していること。
 - ⑦ 感染症防止のための基本的な対策が取られていること。
- (6) 契約担当役(独立行政法人日本芸術文化振興会理事長)が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

3. 手続等

- (1) 契約条項を示す場所、参加要領の交付場所及び問合せ先
〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号
独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課契約係 吉田
電話番号 050-1754-5981 (直通)
- (2) 参加要領の交付期間及び方法
参加要領は、令和8年3月16日(月)から、独立行政法人日本芸術文化振興会HP(トップページ>入札情報一覧)又は上記(1)にて交付する。参加要領の交付は無料とする。
- (3) 参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
令和8年3月16日(月)から令和8年4月21日(火)午後5時まで
上記(1)に持参又は郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。
※(1)～(3)の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

4. 契約相手方の決定方法

必要書類を提出期限までに提出し、上記2.に掲げた資格を全て満たすと契約担当役が認めた全ての者と契約する。ただし、契約は締結するが使用を確約するものではない。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 誓約書の遵守 上記2.(6)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の申請又は契約を無効とするものとする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (6) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意了承すること。
(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)
- (7) 詳細は参加要領による。